

はしがき

本書は、もともと、『消費者契約法のトラブル相談Q&A』刊行後、同書の担当者であった大槻剛裕氏に対し、「割賦販売法に関するトラブル相談シリーズもあればいいのに！」と何気なく話をしたところから企画が始まり、その後、株式会社民事法研究会からの「割賦販売（クレジット）に限らず、広く決済全般についてまで広げてはどうか！」というご提案を受けて執筆・発刊に至ったものです。

本書のコンセプトは、できるだけ具体的な事実でQを構成し、あてはめをすること、解説部分では冒頭でポイントを設け、設問の簡単な回答を示し、また図表を用いるなどすることで支払決済に関する問題や法律を理解しやすくするとともに、支払決済トラブルの解決に役立ててもらうことをめざすという点で、姉妹版である『特定商取引のトラブル相談Q&A』、『消費者契約法のトラブル相談Q&A』と同じです。また、各設問を読めば当該事例に関する法律や条文も理解できるようにすることで、拾い読みも可能としました。

本書が、日々、消費者トラブルに関する相談を受けている消費生活センターの相談員や、消費者問題を扱う弁護士・司法書士などの法律実務家の方々にご参考いただき、支払決済トラブルの予防・被害回復の一助となることを願っております。

最後になりましたが、本書の出版にあたり民事法研究会の野間紗也奈氏には多大なご尽力をいただきました。また、ご事情により民事法研究会を退職された大槻氏が何気ない話を取り上げてくださらなければ本書の出版はありませんでした。お二方にはこの場をお借りして御礼申し上げます。

令和6年10月

執筆者一同

第1章

総論



Q1 決済とは

「決済」とはどのような行為をいうのでしょうか。また、決済をするための方法にはどのようなものがあるのでしょうか。

▶▶▶ Point

- ① 決済とは、支払いや代金の受け渡しを終えることで取引を終了させることです。
- ② 決済には、現金による方法と現金を使わない方法とがあります。
- ③ 現金を使わない方法をキャッシュレス決済といいます。

1 決済とは

決済とは、代価を支払って、相手方から商品やサービスの提供を受け、取引を完了させる行為をいいます。

決済の方法にはさまざまなものがあり、その分類の仕方も区々ですが、大別すると、①現金の有無（現金を使うのか否か）による分類と、②支払時期（いつ利用し、いつ支払いをするのか）による分類とに分けることができます。

2 現金の有無による分類

(1) 現金払い決済とキャッシュレス決済

決済方法のうち、受取人との間で現金のやりとりをすることで取引を終了させる場合を現金払い決済といい、現金を使わないで取引を終了させる場合をキャッシュレス決済といいます。

決済方法としては、現金払い決済を利用する人が多いと思われませんが（民法402条）、近時はキャッシュレス決済を利用する人も増えており、それに対

応している店舗も増えています。

(2) キャッシュレス決済の方法

キャッシュレス決済の方法としては、クレジットカード決済が典型的な方法ですが、現在では、これに限らずさまざまな方法が登場しています。

クレジットカード決済以外の方法によるキャッシュレス決済手段としては、デビットカード決済、電子マネー決済、キャリア決済、コード決済などがあります。

3 支払時期による分類

(1) 即時払い決済、前払い決済、後払い決済

即時払い決済（デビット）とは、商品やサービスの提供を受けるのと同時に代金を支払う場合をいいます。他方、前払い決済（プリペイド）とは、商品やサービスの提供を受ける前に代金を支払う場合で、後払い決済（クレジット）とは、前払い決済とは逆に、商品やサービスの提供を受けた後に代金を支払う場合のことです。

(2) 現金払い決済の場合

現金払い決済の場合、即時払い決済をするのが一般的ですが（民法533条）、たとえば、賃貸物件を借りている借主が貸主に家賃を支払う場合は、翌月分を前月に支払うことが多いと思われるので、この場合は前払い決済がなされていることとなります。また、通信販売等で商品到着後に代金を支払う場合は後払い決済がなされていることとなります。

(3) キャッシュレス決済の場合

キャッシュレス決済においても、即時払い決済、前払い決済、後払い決済がありますが、そのいずれにあたるかは、代金を支払う側（消費者）と受け取る側（事業者）とで異なることとなります。

(A) 代金を支払う側からみた場合

代金を支払う消費者がキャッシュレス決済手段を利用して決済を行う場

合、その行為は、①消費者がキャッシュレス決済手段を利用して当該店舗に支払いをする場合（消費者がキャッシュレス決済手段をいつ使うのか）と、②上記消費者がキャッシュレス決済手段運営事業者に対して支払いをする場合（実際に消費者が代金を支払うのはいつの時点か）とに分けることができます（Q2参照）。たとえば、銀行のデビットカードを利用して代金の支払いをする場合のように、代金を支払う人がキャッシュレス決済を利用すると同時に代金の支払いが行われる場合には、即時払い決済にあたります。また、たとえば、プリペイド式電子マネーを利用して代金の支払いをする場合のように、代金の支払いをする前に現金をチャージし、その後にキャッシュレス決済手段を利用する場合には、前払い決済にあたります（商品券を利用する場合などもこれにあたります）。さらに、たとえば、クレジットカードを利用して商品を購入する場合のように、代金を支払う人が先に商品等の提供を受け、それから一定期間経過後のカード会社等からの請求を待って代金を支払うような場合は、後払い決済にあたります。

(B) 代金を受け取る側からみた場合

代金を受け取る側からみた場合、代金を受け取る側である事業者が実際にこれを受け取るのは、その間に介在しているカード会社等から一定の期日にまとめて振り込まれた時ですので、代金を支払う側の認識等にかかわらず後払い決済となります。

Q2

キャッシュレス決済の方法

キャッシュレス決済とはどのような決済方法でしょうか。具体的には、どのような方法があるのでしょうか。

▶▶▶ Point

- ① キャッシュレス決済とは、現金を使わない支払方法の総称です。
- ② キャッシュレス決済の手段として、後払い決済、即時払い決済、前払い決済の方式があります。

1 キャッシュレス決済とは

決済とは、代金を支払って、相手方から商品やサービスの提供を受け、取引を完了させる行為をいいます。

決済の方法としては、受取人と直接現金のやりとりをすることで取引を終了させる現金払い決済が一般的ですが、現金を使わない（受取人と直接現金のやりとりをしない）方法で取引を終了させる場合もあります。

現金を使わない決済方法として、たとえば、クレジットカード決済による場合があげられます。もっとも、現在では、現金によらない決済方法は、クレジットカード決済による場合に限られず、さまざまな決済方法が登場しています。これら現金を使わない支払方法の総称がキャッシュレス決済です。

なお、金融庁の金融審議会金融制度スタディ・グループが公表した「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》」（2019年7月26日）では、決済とは、①決済サービス提供者を介して、直接現金を輸送せずに、意図する額の資金を意図する先に移動すること（代金を支払う側が受け取る側に対して代金を送ること）および／または②決済

サービス提供者を介して、債権債務関係を解消すること（代金を支払う側が受け取る側に対して代金を支払う（弁済する）こと）としています。

2 キャッシュレス決済と支払時期

(1) 即時払い決済、前払い決済、後払い決済

決済には、いつ代金を支払うのかという区分によって、即時払い決済、前払い決済、後払い決済があります。

即時払い決済とは、商品やサービスの提供を受けるのと同時に代金を支払う場合をいいます。他方、前払い決済とは、商品やサービスの提供を受ける前に代金を支払う場合で、後払い決済とは、前払い決済とは逆に、商品やサービスの提供を受けた後に代金を支払う場合のことです。

(2) キャッシュレス決済の場合

キャッシュレス決済においても、現金決済と同じく、即時払い決済、前払い決済、後払い決済とがあります。

しかし、キャッシュレス決済の場合、即時払い決済、前払い決済、後払い決済のいずれにあたるかは、代金を支払う側と受け取る側とで異なることとなります。

代金を受け取る側からみると、代金を受け取る側が実際にこれを受け取るのは、その間に介在しているカード会社等から一定の期日にまとめて振り込まれた時ですので、代金を支払う側の認識等にかかわらず後払い決済となります。

これに対して、代金を支払う側からみると、代金を支払う人がキャッシュレス決済を利用すると同時に代金の支払いが行われる場合が即時払い決済にあたります。また、代金の支払いをする前に現金をチャージし（支払いをする）、その後にキャッシュレス決済手段を利用する場合は前払い決済にあたります（商品券を利用する場合などもこれにあたります）。さらに、代金を支払う人が先に商品等の提供を受け（キャッシュレス決済手段の利用）、そこから一定

期間経過後の決済サービス提供者からの請求を待つて代金を支払うような場合が後払い決済にあたります（〔図表1〕参照）。

〔図表1〕 キャッシュレス決済における前払い、即時払い、後払いの関係

支払時期	決済手段の利用と支払いの先後
①前払い	キャッシュレス決済の利用 ← 決済提供者への支払い
②即時払い	キャッシュレス決済の利用 = 決済提供者への支払い
③後払い	キャッシュレス決済の利用 → 決済提供者への支払い

3 キャッシュレス決済の方法

2のように、キャッシュレス決済においても、現金決済と同じく、即時払い決済、前払い決済、後払い決済があり、それぞれの決済方法に応じた決済サービスが提供されています。

まず、即時払い決済手段として、デビットカード決済があります。これは、銀行口座から即時に支払う方式のキャッシュレス決済です。

前払い決済手段として、従来から利用されていた百貨店などの商品券（ギフト券）などのほか、電子マネー決済があります。これは、発行会社から事前に電子マネーを購入し、後日、その残高で代金を支払う方式のキャッシュレス決済です。電子マネーには、残高がICチップに記憶されているICカード型（SuicaやICOCAなどの交通系や、WAONなどの流通系があります）や磁気カードに記録されている磁気カード型（図書カードなど）、また、残高が発行会社管理のサーバに記録されているサーバ型があります。その外に国際ブランド付きプリペイドカード決済などもあります。

後払い決済手段としては、クレジットカード決済があります。これは、クレジットカード会社が商品等を購入した消費者に対して立替金を請求した後、消費者の銀行口座から立替金が引き落とされることによって代金を支払う方式のキャッシュレス決済で、後払いのキャッシュレス決済手段として従来

〔執筆者紹介〕

(50音順)

浅野 永希 (あさの えいき)

浅野・宗川法律事務所 弁護士 (大阪)

執筆担当：Q7～Q12・コラム7

大上修一郎 (おおうえ しゅういちろう)

おおうえ法律事務所 弁護士 (大阪)

執筆担当：Q1～Q6・Q36～Q43・コラム4・コラム9

岡田 崇 (おかだ たかし)

岡田崇法律事務所 弁護士 (大阪)

執筆担当：Q26～Q28・Q44～Q45・コラム6・コラム12

川添 圭 (かわぞえ けい)

アテンド総合法律事務所 弁護士 (大阪)

執筆担当：Q29～Q31・Q46～Q48・コラム1・コラム10・コラム11

西塚 直之 (にしづか なおゆき)

西塚法律事務所 弁護士 (大阪)

執筆担当：Q32～Q35・コラム2・コラム8

松尾 善紀 (まつお よしのり)

弁護士法人松尾・中村・上法律事務所 弁護士 (大阪)

執筆担当：Q13～Q25・コラム3・コラム5

〈トラブル相談シリーズ〉
支払決済のトラブル相談 Q & A

2024年11月26日 第1刷発行

著 者 浅野永希・大上修一郎・岡田崇・川添圭・
西塚直之・松尾善紀
発 行 株式会社民事法研究会
印 刷 中央印刷株式会社

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒151-0073 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL03(5798)7257 FAX03(5798)7258

〔編集〕 TEL03(5798)7277 FAX03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえいたします。ISBN978-4-86556-653-6